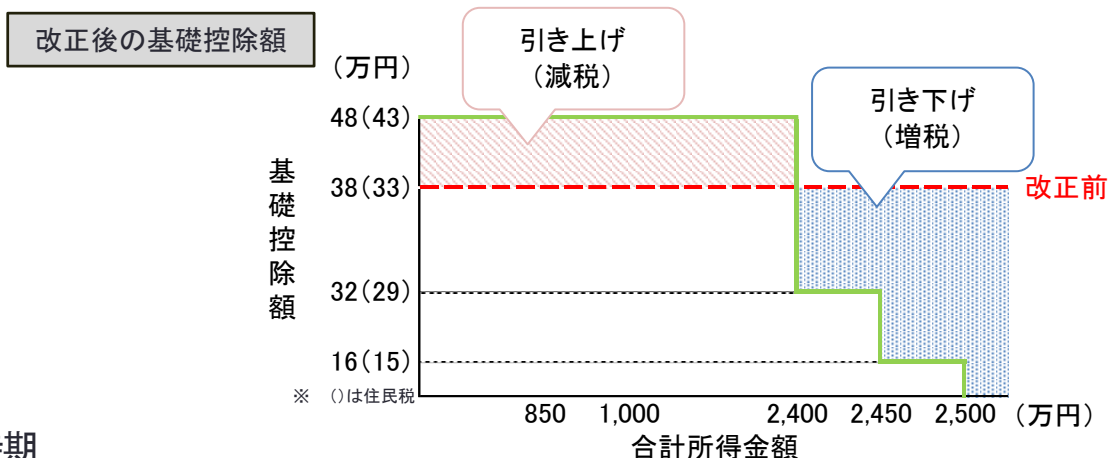


個人所得課税 基礎控除の見直し

1. 改正の概要

- 基礎控除の控除額が一律10万円引き上げられます。
 - ① 所得税 38万円→48万円
 - ② 住民税 33万円→43万円
- 合計所得金額が2,400万円(給与収入金額2,595万円)を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が遞減し、合計所得金額2,500万円(給与収入金額2,695万円)を超える個人については基礎控除の適用はできません(個人住民税も同じ)。



2. 適用時期

平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税に適用される。

3. 実務上の留意点

- 基礎控除の額が引き上げられる一方で、給与所得控除・公的年金等控除の額が引き下げられる改正が行われます。
- 一定の事業所得者や不動産所得者は減税となります。

4. 今後の注目点

- 働き方の多様化の進展状況等を踏まえ、今後も給与所得控除、公的年金等控除の額を引き下げ、基礎控除の額を引き上げるなどの改正が想定される。